

○東京都市町村議会議員公務災害補償等組合負担金に関する条例

(昭和43年3月2日条例第2号)

改正	昭和47年	3月	1日	条例第1号
	昭和48年	2月	19日	条例第2号
	昭和49年	2月	15日	条例第2号
	昭和51年	11月	17日	条例第2号
	昭和53年	4月	28日	条例第2号
	昭和56年	11月	28日	条例第3号
	昭和58年	11月	21日	条例第2号
	平成12年	2月	17日	条例第2号
	平成18年	2月	16日	条例第2号
	平成25年	7月	30日	条例第1号
	平成26年	1月	27日	条例第1号
	平成28年	1月	25日	条例第1号

(目的)

第1条 この条例は、東京都市町村議会議員公務災害補償等組規約（以下「規約」という。）第14条第2項の規定に基づき、この組合を組織する地方公共団体（以下「構成団体」という。）の負担金等について必要な事項を定めることを目的とする。

(負担金)

第2条 構成団体は、議員1人につき、東京都市町村議会議員の公務災害補償等に関する条例（昭和43年条例第1号）第4条の規定により指定された補償基礎額（以下「補償基礎額」という。）に応じ、市町村については、100分の35を、一部事務組合については、補償基礎額に100分の25を乗じた額の普通負担金を負担しなければならない。

2 構成団体は、毎年4月1日現在の当該構成団体の条例で定める議員数に、前項に定める普通負担金の額を乗じて得た額を、毎年5月末日までに一括して組合に納付しなければならない。

3 規約第14条第1項第2号に規定する特別負担金の額及び納入方法は、そのつど管理者と特定の団体の長が協議して定めるものとする。

附 則

1 この条例は、公布の日から施行し、昭和42年12月1日から適用する。

2 昭和42年度の普通負担金の算定に限り、第2条第2項中「毎年4月1日」

とあるのは「昭和42年12月1日」と、「普通負担金を乗じて得た額」とあるのは「普通負担金を乗じて得た額の3分の1の額（1円未満の端数がある場合には切り捨てる。）」と、「毎年5月末日」とあるのは「昭和43年3月末日」とする。

附 則（昭和47年3月1日条例第1号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和48年2月19日条例第2号）

この条例は、昭和48年4月1日から施行する。

附 則（昭和49年2月15日条例第2号）

この条例は、公布の日から施行し、昭和48年12月1日から適用する。

附 則（昭和51年11月17日条例第2号）

この条例は、昭和52年4月1日から施行する。

附 則（昭和53年4月28日条例第2号）

この条例は、昭和54年4月1日から施行する。

附 則（昭和56年11月28日条例第3号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和58年11月21日条例第2号）

この条例は、昭和59年4月1日から施行する。

附 則（平成12年2月17日条例第2号）

この条例は、公布の日から施行し、平成12年4月1日から適用する。

附 則（平成18年2月16日条例第2号）

この条例は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成25年7月30日条例第1号）

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成26年1月27日条例第1号）

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成28年1月25日条例第1号）

この条例は、平成29年4月1日から施行する。